

ひな白痢平板凝集反応における非特異反応の発生事例

栃木県県央家畜保健衛生所

○赤間俊輔、安西真奈美

【発生概要】 県内一養鶏場から、農場の自主検査で実施しているひな白痢の平板凝集反応で陽性が認められたとの通報があった。陽性鶏群は 182 日齢(172 日齢時点では陰性)であり、陽性率は鶏舎により最大 48%にも上ったが、死亡羽数増加や下痢等の臨床症状を示す個体は認められなかった。

【病性鑑定】 陽性鶏 3 羽、陰性鶏 2 羽の計 5 羽について、病理解剖、病理組織学的検査を実施した。細菌学的検査では、5 羽の主要臓器に加え、臍臓、卵巣、胆汁、盲腸内容、クロアカスワブ、同居鶏のクロアカスワブプール(5 羽×10 検体)、飼料、床の牽引スワブ等の環境材料を検査に供した。血清学的検査は、平板凝集反応及び寒天ゲル内沈降反応を実施した。

【結果】 病理解剖、病理組織学的検査では、ひな白痢を疑う所見は認められなかった。また、細菌学的検査においても、ひな白痢菌やその他のサルモネラ等の有意菌は分離されなかった。血清学的検査では、平板凝集反応で凝集を認めたものの、寒天ゲル内沈降反応では、ひな白痢菌に特異的な沈降線は認められなかった。以上の結果から、本事例を非特異反応事例と判断した。

【非特異反応の原因の検証】 サルモネラワクチン接種、その他のサルモネラ感染、過去に報告のあるその他の要因について検討したがいずれも否定された。

【考察】 ひな白痢は家畜伝染病であり、迅速かつ正確な診断が求められる。しかし、原因の特定できない非特異反応事例が全国的に散発しており、診断を困難なものとしている。今後の類似事例の発生に備え、各種検査における注意点や非特異反応について、予め情報共有しておくことが重要と考えられた。